

愛媛県出資法人経営評価指針改定（案）の趣旨

改定の基本的考え方

本県は、これまで県出資法人経営評価指針に基づき、県出資法人の経営改善への取組として、外部委員で構成する評価機関による評価を行い、経営改善及び効率的運営の実効性の確保を図ってきたところである。

今年度で現行の経営評価期間（26年～29年度決算を対象）が満了することから、4年間の経営評価結果を総括しつつ、今後の経営評価のあり方について検討したところ、法人間の連携に向けた取組促進や情報開示の推進などの成果があった一方で、基本的取組事項が未達成である等、今後も各出資法人の経営基盤の充実・強化に向けた取組みやフォローアップを継続する必要があると考えられる。

このため、本県では経営改善への取組として進めてきた経営評価を引き続き実施し、県出資法人の経営改善及び効率的運営の実効性の確保を図り、法人の有効活用の検討を進めるものとする。

【主な変更点】

- 経営評価期間は H31 年～H34 年
- 指針策定の目的について、前回改定後の動きを追記
- 財政的なリスクのある法人への対応強化を明記
- 出資法人の自主性・自律性の向上について次の事項を追加
 - ・近年の低金利による運用益減などの影響により、収支構造が不安定になっている法人が見受けられるため、今後の運営に支障がないよう注視
 - ・資金の管理運用に当たっては、中長期的な事業計画に基づき、適宜、運用のあり方を見直すこと。
- 県の人的関与の適正化に当たり、プロパー職員の育成について追記
- 出資法人の活用について、公共性と企業性を併せ持つ出資法人の長所を踏まえ、特に地域活性化等への積極的な関与を促す旨を追加